



論点について

平成19年6月21日



考え方の方向性

- 裁定制度が再送信同意制度を担保する制度であることを考えると、裁定における「正当な理由」については、再送信同意制度の趣旨を踏まえる必要がある。再送信同意制度の立法趣旨については、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保する」ためのものであるところ、放送がデジタル化されても、再送信にあたり放送事業者の編集意図等が無断で改変される可能性は依然として存在するため、放送の編集意図等を保護する必要性は現在においても妥当する。
- したがって、法第13条第5項の同意をしないことにつき正当な理由がある場合については、再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲される場合が該当し、その判断にあたっては、放送事業者には、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実を明らかにすることが求められている。
- なお、「再送信によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実」については、アナログ放送の再送信に関しては、いわゆる5つの基準が昭和61年の国会答弁で表明されているが、他方、デジタル化等の時代環境の変化を踏まえ、再送信同意制度の趣旨として新たに加えるべき要素があれば、その点については、裁定における「正当な理由」に含まれる。



- 以下の各論点について、
 - ①再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実があるか
 - ②デジタル化等の時代環境の変化を踏まえ、再送信同意制度の趣旨として新たに勘案すべき事項があるかという観点から検討を行う。

- 論点① 放送の「地域性」及び県域免許制度との関係について
- 論点② 地域限定CMについて
- 論点③ ワンセグ放送及びデータ放送について
- 論点④ 経営的な影響と地元放送事業者の承諾について
- 論点⑤ 著作権処理について

- 論点⑥ 視聴者や地元経済に与える影響について
- 論点⑦ アナログ視聴者の保護について
- 論点⑧ アナログ放送の再送信に関する同意状況について
- 論点⑨ 裁定制度について

論点① 放送の「地域性」及び県域免許制度との関係について



放送事業者の意見

- 放送事業者の「放送の意図」の中には、個々の番組の編集意図等のみならず、当該放送の対象地域も含まれると見るべきであり、再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。
- 放送事業者は、県域免許制度に基づき放送を行っているところ、区域外再送信は県域免許制を形骸化する。

論 点

- 「放送の意図」には、放送事業者がどの地域で再送信を認めるかということも含まれると考えるべきか。
- これまで、裁定においては、放送の意図を害し、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められない限り正当な理由がないとしているが、この解釈は県域免許制度を形骸化するか。

考え方の方向性

- 再送信同意制度の趣旨を踏まえると、「放送の意図」とは放送の編集意図を指し、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということは含まれないのではないか。
- そもそも、県域免許制度は、電波による放送に関する制度であり、電波の有限希少性に基づくものであることから、有線テレビジョン放送とは直接的に関係がなく、区域外再送信を行うことは県域免許制度と矛盾するとはいえないのではないか。
- ☆ したがって、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

<参考>

○ 有線テレビジョン放送法の同意制度のもととなった有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会において、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会（昭和26年3月26日）》

鈴木恭一君 「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいでしょうか。」

高塩三郎君 「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

論点② 地域限定CMについて



放送事業者の意見

- 地域限定CMが、区域外エリアで放送されると、広告主の意図に反する可能性があり、また大分県の視聴者の混乱を招く恐れがあるため、放送事業者の「放送の意図」を阻害する。

論点

- 福岡県の放送事業者が放送する地域限定CMが大分県内で再送信されると、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められるか。

考え方の方向性

- 「広告主の意図に反する」という主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められないのではないか。
 - 大分県知事から提出された意見書を踏まえても、大分県の視聴者は、福岡波の再送信を視聴する際、地域限定CMやキャンペーンCMが存在することも十分に認識して視聴していると思われ、「視聴者の混乱を招く」という主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められないのではないか。
- ☆ したがって、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

論点③ ワンセグ放送及びデータ放送について



放送事業者の意見

- 有線テレビジョン放送事業者は、再送信を行う際にワンセグ放送を含めた形で再送信を行っているが、視聴者には一般的なワンセグ受信機でそれを視聴できる機会が提供されていない。また、データ放送も含む全ての情報サービスが忠実に再送信される保障はない。そのため「放送の意図」が害される恐れがある。
- 将来、ワンセグの独立運用が可能になれば、ワンセグ放送にて固定受信機向け放送とは別の放送素材を使用した番組を編成することも視野に入れており、その場合は、ワンセグ放送と固定受信機向けの放送の両者をトータルした編成が、放送事業者の番組編成意図である。

論 点

- ワンセグ放送とデータ放送を含む放送が全てがそれぞれ完全に見られなければ、放送全体としての意味をなさないか。
- 有線テレビジョン放送事業者が放送に一切手を加えずに再送信したとしても、ワンセグ放送やデータ放送を視聴者が実際に視聴できなければ、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められるといえるか。

考え方の方向性

- ワンセグ放送が見られなくとも、放送全体としての意味が失われているとはいえ、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められないのではないか。
- 有線テレビジョン放送事業者が、放送を受信しそれに一切手を加えずに再送信を行う場合、放送の意図を害し又は歪曲するような意思はないと認められるため、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められないのではないか。
- ただし、再送信にあたり意図的にデータ放送をカットするなどの編集行為があれば、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められるのではないか。
- ☆ 本件の場合、申請者は、同意が得られれば、放送に一切手を加えずに再送信を行うとしており、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

論点④ 経営的な影響と地元放送事業者の承諾について



放送事業者の意見

- 区域外再送信により、地元の放送事業者にとって、視聴率や営業収入が低下し、経営的な影響が大きい。
- 地元の放送事業者の考え方を確認することが欠かせない。
- 経営的な影響により、放送事業者の系列ネットワーク体制の維持が困難になる。

論 点

- 再送信同意制度は「放送の意図」を担保する趣旨であるが、地元の放送事業者の経営への影響があること及び放送事業者の系列ネットワーク体制への影響があることについて、放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実があると認められるか。

考え方の方向性

- 地元の放送事業者の視聴率や営業収入などの経営状況や系列ネットワークの維持などの金銭面又は経営面の問題が放送元の放送事業者にとって大きな関心事項であることは理解できるが、そのことをもって直ちに、放送の意図を害し、又は歪曲することをうかがわしめる具体的事実があるとは認められないのではないか。
- ☆ したがって、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

<参考>

○ 山陰ケーブルビジョン（株）と（株）サンテレビジョンの裁定事例（昭和62年7月）

「本件申請に係る再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを再送信に同意しない理由とするサンテレビジョンの主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実はなく、本件において地元同意のないことは再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」

○ 高知ケーブルテレビ（株）とテレビせとうち（株）の裁定事例（平成5年6月）

「本件申請に係る再送信が区域外再送信であり、地元同意がないことを再送信に同意しない理由とするテレビせとうちの主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実はなく、本件において地元同意のないことは再送信に同意しない正当な理由とは認められない。」

論点⑤ 著作権処理について



放送事業者の意見

- 有線テレビジョン放送事業者は著作権処理を正しく認識しているとはいえ、著作権処理が不十分である。
- 自局制作番組や購入番組については自局エリアでしか著作権処理を行っていないため、放送事業者の判断を超えるエリアで再送信が行われると、問題が生じる。

論 点

- これまで再送信同意制度は「放送の意図」を担保する趣旨であり、創作性を保護する著作権制度とは別個の制度であると解してきたところ、著作権処理について勘案する必要があるか。

考え方の方向性

- ☆ 「放送の意図」を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と、創作性を保護する著作権制度は、そもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。
- ☆ 金銭面の問題については、有線テレビジョン放送法の裁定ではなく、私権である著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の行使によって解決されるべきではないか。

論点⑥ 視聴者や地元経済に与える影響について



放送事業者の意見

- 区域外再送信チャンネルの視聴が常態化すると、地域情報が見過ごされたり、緊急災害情報や有事情報の確認が遅れたりする可能性があり、大分県民が生命的・財産的な不利益を受けることが懸念される。
- 再送信先に同一系列ネットワークに属する放送事業者がある場合は、地元系列放送事業者のローカル番組が視聴されるべきである。
- 区域外再送信チャンネルの視聴の常態化によって、福岡への一極集中が加速し、地域の文化振興や経済の活性化にマイナスになることが懸念される。

論 点

- 再送信同意制度は「放送の意図」を担保する趣旨であるとこれまで解されてきたところ、視聴者や地元経済への影響について勘案する必要はあるか。

考え方の方向性

- ☆ 地元情報を含め、どの情報を摂取するかは、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が判断すべき事項ではないため、放送の意図が害され、又は歪曲されることとは関係がなく、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。
- ☆ 「地元系列局の番組が視聴されるべきである」という主張は、放送の意図が害され、又は歪曲されることとは関係がなく、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。
- ☆ 緊急災害情報の円滑な伝達について、県外の放送事業者が大分県民の生命的・財産的な利益の観点から主張することは、放送の意図が害され、又は歪曲されることとは関係なく、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか。

論点⑦ アナログ視聴者の保護について



放送事業者の意見

- アナログ放送とデジタル放送は別の免許に基づく放送であり、アナログで同意していたからといって、デジタルで同意しなければならないということはない。

論 点

- 「アナログ放送とデジタル放送は別である」という主張に、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められるか。

考え方の方向性

- たしかに、免許上は、アナログ放送とデジタル放送は技術的理由により別のものとなっているが、「アナログ放送とデジタル放送は別である」という主張は抽象的であり、放送事業者から、この主張を踏まえた上での具体的説明がなく、大分県の有線テレビジョン放送事業者の再送信によって、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められないのではないか。
- ☆ したがって、再送信によって放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないか。

論点⑧ アナログ放送の再送信に関する同意状況について(1)



放送事業者の意見

- 申請者の中には、過去に同意期限が切れた状態で再送信を行っていた者もあり、このような違法再送信期間があったという事実も勘案すべきである。

論 点

- デジタル放送の再送信の裁定にあたって、過去に同意期限が切れた状態でアナログ放送の再送信を行っていたという事実を勘案する必要があるか。
- その場合、形式上同意の期限が切れているものについて、個別の事情を勘案する必要があるか。

考え方の方向性

- アナログ放送の再送信における有線テレビジョン放送事業者の実態は、デジタル放送において「放送の意図」が担保されるか否かを推定する上での参考となるのではないか。
- 過去に同意期限が切れた状態でアナログ放送の再送信を行っていた場合、書面上の同意の期限が切れたという形式面だけでなく、(ア)そのような状況になった事情、(イ)その後の当事者の対応等を総合的に勘案して、デジタル放送において「放送の意図」が担保されるか否かを判断することが考えられるのではないか。
- ☆ 本件については、放送事業者から明示的に再送信停止を求められたという事情も認められず、また、同意期限切れ発覚後、放送事業者との協議により再び同意が得られているため、デジタル放送において放送の意図が害され、又は歪曲される可能性は低いのではないか。

論点⑧ アナログ放送の再送信に関する同意状況について(2)



放送事業者の意見

- 大分ケーブルネットワーク株式会社は、過去に、再送信同意を得ながら実際には再送信を行っていなかったという再送信同意契約違反があり、こうした事実を勘案するべきである。

論 点

- 放送事業者の再送信同意は、有線テレビジョン放送事業者に再送信を義務づけるものか。すなわち、同意を得ながら再送信を行わなかった場合、再送信同意契約違反になるか。
- デジタル放送の再送信の裁定にあたって、過去にアナログ放送の再送信同意契約違反があったという事実を勘案する必要があるか。

考え方の方向性

- 同意を得ながら再送信を行わなかった場合に再送信同意契約違反になるか否かは、個々の再送信同意契約の内容による。本件について、大分ケーブルネットワーク株式会社がアール・ケー・ビー毎日放送株式会社及び九州朝日放送株式会社との間で交わした同意契約書の中には、「放送の再送信は、常に聴視できる状態におき、故意に中断しないこと」という条項が含まれており、再送信を行わない場合は再送信同意契約違反になるのではないか。
- アナログ放送の再送信における有線テレビジョン放送事業者の実態は、デジタル放送において「放送の意図」が担保されるか否かを推定する上での参考となるのではないか。
- 過去にアナログ放送の再送信同意を得ておきながら実際には再送信を行っていなかったという事実については、(ア)そのような状況になった事情、(イ)その後の当事者の対応等を総合的に勘案して、デジタル放送において「放送の意図」が担保されるか否かを判断することが考えられるか。
- ☆ 本件については、大分ケーブルネットワーク株式会社は、同意を得たアール・ケー・ビー毎日放送株式会社及び九州朝日放送株式会社の放送について、無断で再送信を中止し、契約違反があったと認められ、また、九州朝日放送株式会社については、その後、同意を出すことを止めていることから、当該再送信チャンネルについては、デジタル放送においても、放送の意図が害され、又は歪曲される可能性があるといえるか。

論点⑨ 裁定制度について



放送事業者の意見

- 裁定制度の導入時に比べて、ケーブルテレビが成長していることや全国4波化が進んでいることから、裁定制度について廃止を含む見直しを行政に要望する。

論 点

- 裁定制度の見直しについては、行政への要望事項に過ぎず、「正当な理由」には該当しないのではないか。

考え方の方向性

- ☆ 本件の個別ケースの判断にあたっては、現行法の再送信同意制度及び裁定制度を前提として、同意をしないことにつき「正当な理由」があるかを判断するものであり、「裁定制度の見直し」といった行政への要望事項は、同意しない「正当な理由」たり得ないのではないか。